感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

医療法人　心　愛
グループホームリズム

１．総則

グループホームリズム（以下「事業所」という）は、施設内において、感染症または食中毒が発生し、まん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、利用者・家族並びに職員の安全確保を図ることとする。

2.　感染症と食中毒の予防・まん延防止の基本方針

事業所は、感染症等に対する抵抗力が弱い利用者が生活する場であり、このような利用者が多数生活する環境は、感染が広がりやすい状況にある。

従って、事業所では、感染症や食中毒を予防する体制を整備し、日頃から対策を実施するとともに、感染症や食中毒の発生時には迅速で適切な対応に努める必要がある。

事業所内の感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むに当たって、基本方針を理解し、事業所全体でこのことに取り組んでいくこととする。

3. 感染症や食中毒まん延防止に関する体制

事業所内の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する「感染症対策委員会」を設置する。

（１）委員会の構成

委員会は、次に掲げる者で構成する（カッコ内は担当分野）

ア　グループホーム部 部長（部署全体の管理責任者。委員長を務める。関係機関との連携。）

イ　管理者（感染対策担当者。事業所全体の管理責任者。課題の統括責任者）

ウ　計画作成担当者（情報収集。関係者・関係機関との連絡調整）

エ　介護職員（計画立案。健康面の管理。日常的なケアの現場の管理。食事・食品衛生面の管理）

オ　その他 委員長が必要と認める者（外部の有識者等）

（２）委員会の開催

委員会は、おおむね 6 か月に 1 回以上開催する。その他必要に応じて会議を開催し、「感染症及び食中毒の予防」と「感染症発生時の対応」のほか、次に掲げる事項について審議する。

ア　事業所内感染症対策及び発生時の対応の立案

イ　指針・マニュアル等の作成、見直し

ウ　発生時における事業内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備

エ　利用者･職員の健康状態の把握と対応策

オ　新規利用者の感染症の既往の把握と対応策

カ　感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修・訓練の実施（年 2 回以上）

キ　各事業所での感染対策実施状況の把握と評価

（３）職員研修の実施

事業所の職員に対し、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための

研修」を感染症対策委員会の企画により、以下の通り実施する。

①新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染症対策の基礎知識に関する教育を行う。

②全職員を対象とした定期的研修

全職員を対象に、感染対策に関する定期的な研修・訓練（シュミレーション）を年 2 回以上実施する。

③外部研修への参加

外部で実施されている研修会へ積極的に参加する。

（4）その他

記録の保管

委員会の審議内容等、事業所内における感染対策に関する諸記録は 5 年間保管する。また、委員会での検討結果について、その都度職員に周知する。

4. 平常時の対応

（1）事業所内の衛生管理

当事業所では、感染症や食中毒の予防及びまん延防止のため、事業所内の衛生保持に努める。また、手洗い場、汚物処理室の整備や充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃、消毒を定期的に実施し、事業所内の衛生管理、清潔保持に努める。

（2）介護ケアと感染症対策

介護の場面では職員の手洗い、うがいを徹底し、常時マスクを着用する。また、血液・体液・排泄物を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で処理する。

利用者の異常の兆候を早期に発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意する。

（3） 来訪者がある場合は、マスクの着用確認、手指消毒と検温を済ませた後、入室許可する。また検温結果を来訪者名簿に記入する。

5. 日常の観察

職員は、異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の体の動きや声の調子や体調などについて、日常から注意して観察し、以下に掲げる利用者の健康状態の異常症状を発見したら、すぐに、主治医や連携している訪問看護に知らせること。

＜注意すべき症状＞

主な症状	要注意のサイン
発熱	・ぐったりしている、意識がはっきりしない、呼吸がおかしいなど全身状態が悪い ・発熱以外に、嘔吐や下痢などの症状が激しい
嘔吐	・発熱、腹痛、下痢もあり、便に血が混じることもある。 ・発熱し、体に赤い発疹も出ている。 ・発熱し、意識がはっきりしていない。
下痢	・便に血が混じっている。 ・尿が少ない、口が渇いている。
咳、咽頭痛・鼻水	・熱があり、痰のからんだ咳がひどい。

発疹（皮膚の異常）	・牡蠣殻状の厚い鱗屑が、体幹、四肢の関節の外側、骨の突出した部分など、圧迫や摩擦が起こりやすいところに多く見られる。非常に強いかゆみがある場合も、まったくかゆみを伴わない場合もある。

6. 感染症発生時の対応

感染症の発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。

① 職員が利用者の健康管理上、感染症や、食中毒を疑ったときは、速やかに利用者と職員の症状の有無を管理者に報告すること。

② 管理者は、職員から報告を受けた場合、事業所内の職員に必要な指示を行うとともに、感染症対策委員長へ報告する。また、行政へ報告する必要がある時はその受診状況と診断名、検査、治療の内容等について、別に定める報告書* を北九州市役所担当課へ提出するとともに、保健所への報告をすること。関係機関（協力医療機関、訪問看護等）との連携も図る。

7. 感染拡大の防止

職員は感染症若しくは食中毒が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応すること。

ア 管理者

協力医療機関や保健所に相談し、技術的な応援を依頼、指示をうけること。

イ 介護職員

1. 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。
2. 協力医療機関の医師（または主治医）や訪問看護職員の指示を仰ぎ、必要に応じて事業所内の消毒を行うこと。
3. 協力医療機関の医師（または主治医）や訪問看護職員の指示に基づき、必要に応じて感染した利用者の隔離などを行うこと。
4. 別に定めるマニュアルに従い、個別の感染対策を実施すること。
5. 関係機関との連携

感染症若しくは食中毒が発生した場合は、以下の関係機関に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携をとること。

- 協力医療機関の医師
- 北九州市保健所感染症医療対策課（新型コロナ感染症）
- 北九州市保健所保健予防課（インフレンザ、感染性胃腸炎等）
- 地域の中核病院の感染管理担当の医師や看護師

また、必要に応じて次のような情報提供も行うこと。

- 職員への周知
- 家族への情報提供と状況の説明
- 行政への報告

＊北九州市の担当課への報告

管理者は、次のような場合、別に定める報告書を北九州市役所担当課へ報告すること。

＜報告が必要な場合＞

①同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる死亡者・重篤患者が、

１週間以内に２名以上発生した場合

②同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が、

10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

③通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合

※報告の目安

同一施設において１週間以内に 10 名以上又は全利用者数の半数以上の患者が発生したとき。

【報告書ダウンロード先（北九州市ホームページ)】

・インフルエンザ・新型コロナウイルス等感染症報告書（Excel 形式）
https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/19000072.html

・感染性胃腸炎報告書（Excel 形式）
https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/19000072.html

【報告書提出先（電子申請)】

・インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎、その他感染症
https://kitakyushu-city01.viewer.kintoneapp.com/public/01-259-6-kansenshoudassyubo-do

8. その他

（１）入居予定利用者の感染症について

事業所は、一定の場合を除き、入居予定利用者が感染症や既往であっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする。

（２）本指針の閲覧に関する基本方針

指針は当該事業所内に掲示するとともに、ホームページに掲載し、利用者、家族、職員等がいつでも自由に閲覧することができる。

（３）指針等の見直し

本指針及び感染症対策に関するマニュアル類等は感染症対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改訂するものとする。

附則

この指針は、令和６年４月１日より施行する。

この指針は、令和７年８月１日より施行する。